

## 社会倫理研究所『社会と倫理』査読規程

### 第一条 [目的]

南山大学社会倫理研究所（以下、研究所と略記する。）は、『社会と倫理』（以下、紀要と略記する。）の学問的水準の維持向上のため、ここに査読規程を定める。

### 第二条 [査読の対象]

紀要への掲載論文は、依頼原稿と投稿原稿から成る。当面、投稿原稿に関して査読を実施する。

### 第三条 [編集委員会]

① 紀要の編集業務を行うために、研究所内に編集委員会を設置する。編集委員会は、研究所長及び第一種研究所員によってこれを構成する。

② 編集業務は、研究所定例会議において、編集計画について承認を得なければならない。又、適宜、業務の進捗状況を報告する。

### 第四条 [査読委員の委嘱]

査読委員は、外部の有識者及び編集委員会委員の中から二名を委嘱選任する。

### 第五条 [査読手続]

① 査読に付された原稿は、各査読委員が査読を行い、査読結果を別に定める査読票にて編集委員会に報告する。

② 査読委員は、第六条に記載する査読要領に従って査読を行い、原稿を受理した日より四週間以内に、査読結果を編集委員会に報告する。

③ 編集委員会は、査読委員会の査読意見を踏まえて、掲載の可否を総合的に判断して決定すると同時に、査読の決定を投稿者に速やかに通知する。

④ 投稿原稿の採用可能本数については、編集委員会がこれを決定する。

### 第六条 [査読要領]

① 査読委員は、委嘱された原稿が紀要掲載に相応しい学術的水準のものであるか否かを総合的に判断し、「掲載可」、「掲載不可」、「修正の上掲載可」の何れかを以て編集委員会に報告する。

② 「掲載不可」、「修正の上掲載可」の評価を

下す場合には、査読委員は、掲載不可の理由、若しくは修正が必要な箇所及びその理由を明記しなければならない。

③ 「修正の上掲載可」の評価を下された該当論文が修正の上提出された場合は、これを再度査読手続に付す。

### 第七条 [投稿資格]

紀要への投稿資格は、次に列挙する者が有する。

一 社会倫理学に関わる分野を専攻する研究者  
二 紀要編集委員会の何れかの委員の推薦を受けた研究者

### 第八条 [投稿要領]

査読を希望する者は、その旨を記載して、『社会と倫理』編集委員会宛に、論文二通を送付する。

一 投稿原稿は、四〇〇字×三〇枚を一応の目安とする。

二 原稿には、四〇〇字以内の和文要旨、キーワード（五個以内）を添付する。

附則 本規程は、二〇〇六年十月一日より施行する。